

京都市告示第 396 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 23 年 1 月 21 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	京都市地域特産物需要拡大センター
指定管理者	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下 2 番地の 1 財団法人きょうと京北ふるさと公社
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)